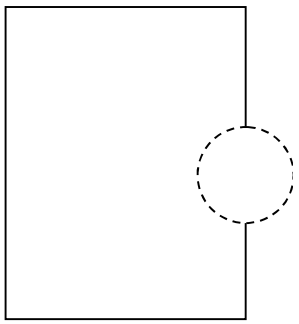
別記様式第一

表　　面

第　　号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第19条の規定による立入検査証



職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日　　発行

文化庁長官

裏　　面

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律抜粋

第19条　文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第31条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

三　第19条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

〔備考〕用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列８番（横9.1cm、縦6.4cm）とする。